

# 具体的に必要なこと それぞれに対する日本医師会の取り組みと現状

1. 指導的立場、意志決定機関への女性の参画についての積極的な取り組み
2. 病院管理者や病院長への啓発
3. 法律の整備など
4. 若い女性医師、女子学生への働きかけ  
キャリアモデルの提示等
5. 就業継続支援
6. 再研修支援
7. 出産・育児支援

# 1. 指導的立場、意志決定機関への女性の参画についての積極的な取り組み

## 「2020年30%」の目標実現に向けて 日本医師会の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

### 【趣旨】

役員会承認（23.3.9定例記者会見発表）

昨年12月、第3次男女共同参画基本計画が閣議決定され、この中で「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標が改めて明記されるとともに、各分野の女性の積極的登用についての成果目標が掲げられたところである。

日本医師会においても、以下の通り、成果目標を掲げて積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に関する取り組みを進めていく。

### 【成果目標】 「女性一割運動」

1. 平成24（2012）年度までに、委員会委員に女性を最低1名登用！  
女性一割に！
2. 平成26（2014）年度までに、理事・監事に女性を最低1名、常任理事に女性を最低1名登用！役員の女性の割合を一割に！

参考：日本医師会会内委員会	女性67名（9.2%）
日本医師会理事・監事	女性0名（0.0%）
日本医師会常任理事	女性1名（10.0%）

（平成23年3月1日現在）

# 「『2020.30』推進懇話会」について

日本医師会では、「女性一割運動」についての数値目標を達成するために日本医師会の運営に関わる女性会員を育成するために「2020.30」推進懇話会を開催する。

## 【開催予定】

- ・平成23年度1回（平成24年1月27日（金））
- ・平成24年度以降、年3回程度開催

## 【参加者】

都道府県医師会、男女共同参画委員会委員、女性医師支援委員会委員 等より推薦いただいた方

## 【内 容】（案）

### 第1回目

1. 会を開催することになった理由
2. 日本医師会の運営の仕組み
3. 日本医師会の事業内容
4. 今後日常的に勉強していただきたい事について

### 第2回目以降

- ・各担当常任理事から、日医常任理事としての仕事の内容のお話
- ・医療をめぐる政治情勢の勉強会
- ・出席者の提案によるテーマについての発表やディスカッションなど



## 2. 病院管理者や病院長への啓発

- ◇ 「女性医師の勤務環境の整備に関する病院長、病院開設者・管理者等への講習会」

平成18、19、20年度に全国都道府県医師会と共催で、それぞれ22回、28回、31回開催

## 3. 法律の整備など

- ◇ 臨床研修中の産休・育休についての規程の整備について厚生労働省に申し入れて実現
- ◇ 医療機関での短時間勤務正職員制度の導入について支援策を申し入れ、平成20年度診療報酬改定で一部実現



#### 4. 若い女性医師、女子学生への働きかけ (キャリアモデル提示等)

◇ 「女子医学生、研修医等をサポートするための会」

平成18年度	10都道府県医師会と共催
平成19年度	25都道府県医師会と共催
平成20年度	32都道府県医師会及び 12の学会や医会と共催
平成21年度	34都道府県医師会及び 13の学会や医会と共催
平成22年度	43都道府県医師会及び 13の学会や医会と共催

- ◇ 「男女共同参画やワークライフバランスの重要性について」を医学部教育のカリキュラムにいらていただくことを文部科学省に要望し、モデルコア・カリキュラム改訂に採用された。



## 5. 就業継続支援

平成19年1月から日本医師会女性医師バンク開設

- ☆ 会員・非会員を問わず利用できる
- ☆ 求人・求職共に無料
- ☆ 現役医師がコーディネーターとして相談・マッチングにあたる

成立件数	平成23年 10月末現在	277件
登録件数	求人延べ	3,516件
	求職延べ	624名

## 6. 再研修支援

女性医師バンクの中で適宜行っている

成立件数	平成23年 10月末現在	16件
------	--------------	-----





## 7. 出産・育児支援

7-1 ☆保育システム相談員設置（現在、地域で利用可能な種々の保育サービスについて紹介、場合によっては手続き代行、新たな保育サービス開発も試みる）

→ 国に支援呼びかけ

→ 平成21年度より女性医師等相談窓口について予算措置された

現在、10～20ヶ所の都道府県医師会で相談窓口開始。

## 7-2 ☆院内保育所の整備の他、様々な保育サービスの利用についての経済的補助について

厚生労働省「周産期医療と救急医療の確保と連携に関する懇談会」報告書(案)  
 - 第5回報告書(案)と第6回報告書(案)の比較について(女性医師関連部分を抜粋) -

<p>第5回          「周産期医療と救急医療の確保と連携に関する懇談会          報告書(案) [平成20年12月18日(月)開催]</p>	<p>第6回          「周産期医療と救急医療の確保と連携に関する懇談会          報告書(案) [平成21年2月3日(火)開催]</p>
<p>P.12 L6          ○女性医師の復職支援</p> <p>離職防止及び産休・育休後の復職支援のため、院内保育所や病児・病後児保育の整備、短時間正規雇用、交代勤務制の導入等を進める。</p>	<p>P.14 下L8          ○女性医師の勤務継続支援</p> <p>離職防止及び産休・育休後の復職支援のため、院内保育所や病児・病後児保育の整備を促進するとともに、<u>現存する種々の保育サービスの利用を支援する必要がある。</u>また、<u>短時間正規雇用や交代勤務制の導入等を進め、女性医師が継続して勤務できる環境を整備する。</u></p>



- 
- ①文部科学省「周産期医療環境整備事業」の中で一部大学で実現
  - ②平成22年度、7-1の相談窓口を通じて等の形で、国1/2、県1/2以内（他は医療機関、医師会等が負担）でベビーシッター等の費用についての補助が可能となった。



7-3 ☆講演会・講習会などへの託児施設の併設  
促進と費用の補助

- ①日本医師会が主催するすべての講演会等へは申し込みがある場合には、託児サービスを平成20年度から設けている
- ②全国の都道府県医師会、地区医師会にも要望している。又、平成21年度から女性医師支援センターが費用の補助を行っている

7-4 ☆日本医師会会費の産休・育休中の減免  
(平成22年4月より)

日本医師会会費賦課徴収規程

( 抜 粹 )

- 第4条 . . . . .  
. . . . .、本人の申請により、郡市区医師会長及び都道府県医師会長の承認を得たうえで、代議員会の議決を経て、会費の減免を受けることができる。
- 2 前項の場合の外、**疾病、出産育児、その他特別**の事由により会費の減免を適当と認められた者についても、会費の減免を受けることができる。